

利益処分の承認(経営努力認定)について(平成26事業年度)

(案)

(地方独立行政法人法第40条；利益及び損失の処理等)
地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益が生じたときは、その残余の額は、前事業年度から繰り越しした損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないとされている。
ただし、知事が評議委員会の意見を聽いたうえで、経営努力により生じた利益であると承認した場合は、目的積立金として整理し、翌事業年度以降、中期計画で定める剩余金の用途に充てることができるなどされている。

※公立大学法人和歌山県立医科大学の中期計画で定める剩余金の用途；
『教育・研究・医療の質の向上及び組織運営の改善』

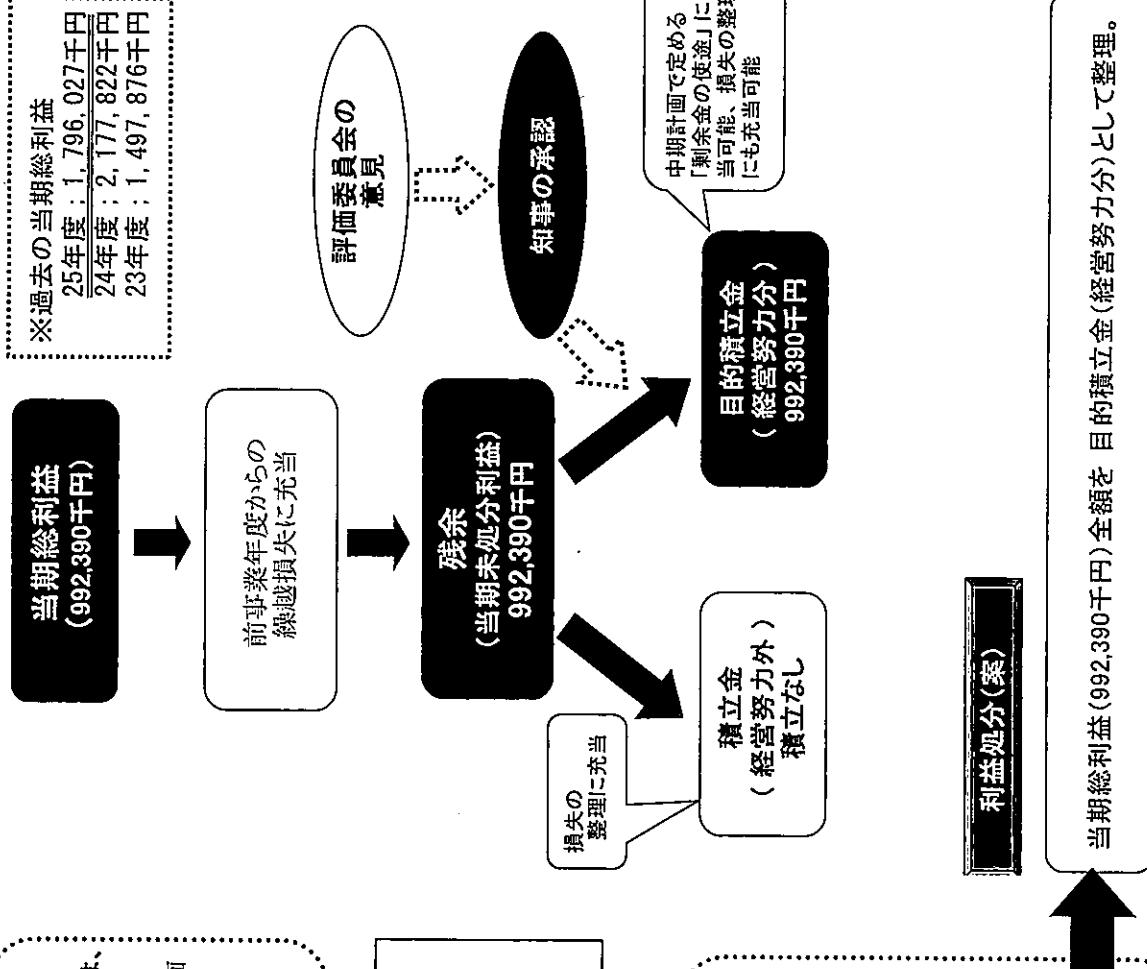
経営努力認定の基準

- ① 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益(三自己収入)
 - ② 中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、本来行るべき業務を効率的に行つたために費用が減少した場合に、その結果発生したもの
 - ③ その他、地方独立行政法人において、経営努力によることを立証した場合
- ※地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解

前年度からの主な増減理由

- | | |
|---|--|
| <p>平成26年度当期総利益 9.9億円</p> <p>(1) 自己収入の増加 対前年度+4億円
① 手術件数(入院)の増加 +2.0億円
② 平均在院日数の短縮によるDPC包収入の増加 +1.3億円</p> <p>(2) 費用の増加 対前年度+11億円
① 消費税増税による費用負担の増加 +4.5億円
② 給与改定に伴う人件費の増 +1.4億円
③ 看護職員等の増員による職員人件費の増 +2.0億円</p> <p>(3) 目的積立金取崩額(損益計上分) 約2億円減額</p> | <p>前年度比▲8.0億円</p> <p>※前年度当期総利益約18億円</p> |
|---|--|

資料4-1



(案)

和公評第号
平成27年7月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸様

和歌山県公立大学法人評価委員会
委員長 中川武正

意見書

公立大学法人和歌山県立医科大学の平成26年度の利益処分の承認について地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第40条第5項の規定に基づく和歌山県公立大学法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

評価委員会の意見記載